

質問

宮家の名称について 閑院宮をはじめとした宮家の名称について、解説して下さい。

[回答者]小倉 慈司

宮家とは

新井白石の政治上の業績として紹介されるものの一つに閑院宮家の創設がある。宝永六年（一七〇九）に第六代將軍となつた徳川家宣に対し、白石は皇統の備えとして新しい親王家（宮家）の創設を献言し、翌年には中御門天皇の弟秀宮に幕府が所領を進献、やがて享保三年（一七一八）の親王宣下・元服（数えで七歳）を機に閑院宮家が設立された。これをもって四つの宮家が成立することとなったが、そもそも宮家とは何であったのかというところから話を始めたい。

古代律令制度においては、天皇の兄弟姉妹や子女のみが親王・内親王とされていたが、平安時代に入ると親王宣下の制が生まれ、天皇の子女であっても親王宣下をこうむらなければ親王・内親王としての待遇が受けられなくなる一方で、たとえば

天皇の孫であっても天皇の猶子（名目上の親子関係を結ぶこと）として親王宣下をこうむることによって親王・内親王となる道が拓かれた。特定の皇族を関連する地名等にちなんで某宮と称することは奈良時代より存在したが、やがて鎌倉時代になると、邸宅や所領の伝領とともに家号としての宮号が生まれ、さらに傍系の皇族が代々親王宣下をこうむって宮号を世襲していく世襲親王家が誕生した。

世襲親王家の成立には、その祖が皇位継承の有力候補者であったことに加え、有力な所領を持ち、家臣団を形成することができたことが関係しているとの指摘がある（小川剛生「伏見宮家の成立」松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年）。当主が宮号を名乗り、かつ親王宣下をこうむって世襲したことが明確に確認できる宮家の初例は、龜山法皇の皇子恒明親王に始まる常盤井（常盤井）宮である。龜山法皇は晩年に誕生した恒明親王を寵愛し、将来、皇位を継がせるよう遺言したが、後宇多上皇はそれを履行しなかった。しかし恒明親王には龜山法皇より生母を経て伝領した上皇御所常盤井殿を始めとして多くの所領を伝領したこともあり、十六世紀中頃まで約二五〇年間にわたって宮家が続いた。また後二条天皇の第一皇子邦良親王は大覚寺統の正嫡と定められたが即位前に亡くなり、邦良親王の王子康仁親王も光厳天皇の皇太子とされながら、の

ちに後醍醐天皇によって廃された。康仁親王の子孫は木寺宮と称し、十五世紀半ばまでその存在が確認できる。木寺は邦良親王が葛野郡木寺に居所を有したことによるというが明確でない。

#### 四親王家の成立

室町時代に成立した伏見宮以後、江戸時代中期までに成立した桂宮・有栖川宮・閑院宮の四宮家は四親王家と称される。江戸時代に入り、親王家には皇統の備えとしての意味が意識されることとなった。ちなみに皇位あるいは宮家を継承しない皇族は、原則として入寺か公家との養子縁組（女性の場合には婚姻）の道をたどることになる。

伏見宮は北朝第三代崇光天皇の第一皇子<sup>上ひと</sup>崇仁親王に始まる。観応の擾乱に巻き込まれて廢位された崇光天皇は、その後、皇子の即位に力を尽くしたが果たさず、やがて崇仁親王<sup>たかみ</sup>王子貞成親王は洛南伏見の居所にちなんで伏見宮と号した。その後、貞成親王王子彦仁王が後小松上皇の猶子となって皇位を継ぎ（後花園天皇）、天皇は弟貞常親王に対し、永世「伏見殿」と称することを認めた。こうして伏見宮家は一九四七年の皇籍離脱まで続くこととなる。

桂宮は、当初関白豊臣秀吉の後継者とされた正親町天皇皇孫<sup>としひと</sup>智仁親王に始まる。智仁親王には関白職を譲ることが約されて

いたが、天正十七年（一五八九）秀吉に鶴松が生まれたため解消となり、秀吉は代わりに所領ならびに御殿八条殿を進獻、宮家創立を奏請し、認められた。智仁親王の称号は八条宮とされ、以後、この称が受け継がれたが、第五代にて途絶して靈元上皇の皇子が後継とされた際、上皇の仰せにより常磐井宮と改称された。しかしこの皇子も元服以前に亡くなり、次に靈元上皇の別の皇子<sup>あやひと</sup>文仁親王が相続した際に京極宮と改称された。さらにその後、継嗣が断絶し、光格天皇皇子が相続した際に天皇の考えにより桂宮と改められた。あるいは下桂村に宮家の別荘（桂離宮）があつたことにちなんだものか。桂宮は、この後も当主あるいは継嗣の早世が続き、最終的に仁孝天皇皇女淑子<sup>よしの</sup>内親王が亡くなって五年後の一八八六年に、宮称号が宮内省預かりとなった。

有栖川宮は寛永二年（一六二五）後陽成天皇皇子好仁親王<sup>よしひと</sup>が後水尾天皇より高松宮の号を賜わり、一家を創立したことに始まる。その経緯は定かでないが、皇統の備えとしての意味があつたと推測されており、高松宮の名称は後陽成天皇生母新上東門院の御所旧跡高松殿を居所としたことによると見られる。好仁親王には継嗣がなく、後水尾天皇皇子良仁親王<sup>よしの</sup>が後を継ぎ、好仁親王女明子女王<sup>あきこ</sup>を妃とした。良仁親王は御殿の名称に基づき、桃園宮、また花町宮と呼ばれたという。良仁親王は後光

明天皇崩御後、皇位を継承し（後西天皇）、その後、後西上皇皇子幸仁親王が高松宮を相続することとなったが、幸仁親王元服後、後水尾法皇の意志により有栖川宮と改称した。この名称は宮家の菩提所紫野大徳寺内龍光院の近くを流れる川名にちなんだのではないかとの推測がある（武田勝蔵『有栖川宮について』高松宮、一九七四年）が、定かでない。あるいは伏見宮初代栄仁親王が一時期嵯峨の有栖川に居住し、有栖川殿と呼ばれたこと（『椿葉記』『本朝皇胤紹運録』等）にちなんだ可能性も考えられる。

近代に入り、一八八九年制定の明治の皇室典範において皇族養子の制を廃止したため、それ以降、継嗣がない場合には宮家は断絶することとなった。有栖川宮家の場合は、一九一三年、宮家当主威仁親王の危篤（同年没）に臨んで、特旨により大正天皇第三皇子宣仁親王が高松宮の号を賜わり、有栖川宮の祭祀を継承することとされている。

閑院宮設立の経緯は本稿冒頭に述べた通りであるが、その名称は靈元法皇の考えによるという。清和天皇皇子貞元親王の号にちなんだとの推測もあるが、定かでない。閑院はもと藤原冬嗣の邸宅名で、後には院御所や里内裏が置かれたこともあった。閑院宮第二代典仁親王王子兼仁王が皇位を継いだこと（光格天皇）は良く知られている。伏見宮と同様、一九四七年の皇籍離

脱まで存続した。

なお、桂宮・有栖川宮に限らず、伏見宮・閑院宮家においても、途中、世系が断絶し、天皇皇子が新たに入って継承した事例がある（ただし閑院宮の場合は正式相続の前に逝去）。

### 近現代の宮家

幕末にいたり、皇族の出家剃髪の慣行が停止されたことにより、明治初年にかけて伏見宮家出身の多くの男性皇族が分立して宮号を賜わった。これらは四親王家とは異なり、当初は一代限りの宮家であったが、その後、北白川宮・華頂宮・小松宮（初め東伏見宮）・山階宮・梨本宮・久邇宮の世襲あるいは二代皇族が認められ、さらに明治の皇室典範において永世皇族主義がとられることとなった（のち一九〇七年の皇室典範増補に臣籍降下や華族養子についての規定が設けられ、一九二〇年の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」により臣籍降下の基準が設けられた）。一方、先述したように皇族養子制も廃止されたため、継嗣がない場合には宮家は断絶する。明治には王による宮家継承の例も拓かれ、皇室典範において親王・内親王は四世以上に限られ、五世以下は王・女王とすることが規定された。

ところで宮号は個人に対して与えられる称号であり、近現代においても一般の苗字とは異なって、当主以外の宮家の構成員

は宮号を持たない。これは明治の皇室典範において天皇が皇族を監督するものとされており（第三五条）、天皇が皇室の家父として位置づけられていたこと（伊藤博文『皇室典範義解』一八八九年）と関わるであろう。

明治の皇室典範以降には、明治年間に賀陽宮・東伏見宮・朝香宮・竹田宮・東久邇宮、大正年間に高松宮・秩父宮、昭和戦前期に三笠宮の宮号が与えられた。一九四七年の皇室制度改革後、宮家は昭和天皇弟の秩父宮・高松宮・三笠宮のみとなり、それ以降には、常陸宮・高円宮・桂宮・秋篠宮の宮号が与えられている。

これらの宮名は地名や邸宅名に由来するものが多く、たとえば華頂宮は初代博経親王が復飾する以前に知恩院門跡（同院の山号が華頂山）であったことにより、小松宮の小松は仁和寺の地名で、初代彰仁親王がもと仁和寺宮であったことによるものである。常陸宮は常陸国が平安時代以降に親王任国（親王が守に任じられる国）であったことを意識したものであるという。

なお、未成年の皇族（近代以降は直宮じよみや〈天皇直系の皇族〉に限られる）には御称号として某宮という呼び名がつけられることがあるが、これは宮号とは別のものである。

#### 主要参考文献

宮内庁書陵部編『皇室制度史料』皇族四（吉川弘文館、一九八六年）  
所功編『日本の宮家と女性宮家』（新人物往来社、二〇一二年）

（おくら・しげじ／国立歴史民俗博物館准教授）